

舞鶴市に住民登録があり、市外で予防接種を受ける場合の流れ

※京都府外で予防接種をする場合は、

舞鶴市が発行する依頼書を持って、初めて接種していただくことができます。

一旦全額自己負担で接種していただき、接種後に助成金申請書を提出することで、舞鶴市の定める金額を上限としてお返しいたします。

舞鶴市健康づくり課(保健センター)に
予防接種依頼書交付願を提出

舞鶴市のホームページからダウンロードできます。

10日～2週間後

舞鶴市健康づくり課(保健センター)から
・予防接種依頼書・返信用封筒
・助成金交付申請書が届く

依頼書発行の前に接種された場合は、
助成金の対象となりませんのでご注意ください。

予防接種依頼書を
接種する医療機関又は市町村へ提出

予診票をもらい接種する

同封の返信用封筒を使って、予診票の(写し)を舞鶴市健康づくり課(保健センター)へご返送いただくよう医療機関へお伝えください。

領収書の原本を添付し、助成金交付申請書を保健センターへ送付

※一旦全額自己負担で接種していただき、接種後に助成金申請書を提出することで、舞鶴市の定める金額を上限としてお返しいたします。

約1か月～2か月後

お手持ちの封筒に切手を貼付し、下記の保健センター(健康づくり課)へお送りください。

ご指定の口座へ入金。
別途、決定通知書とご入金のお知らせ(ハガキ)が届きます。

〒625-0087

京都府舞鶴市余部下 1167 番地

舞鶴市保健センター(健康づくり課)

高齢者定期予防接種担当

TEL(0773)65-0065

FAX(0773)62-0551